

## 「衛生推進者養成講習」のご案内

労働安全衛生法では、非工業的業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、事業者によって労働衛生に係る業務を担当するために必要な能力を有する人と認められる者の内から「衛生推進者」を選任し、労働衛生に係る業務を担当させなければならないことになっております。

(ただし、工業的業種や建設業等は「安全衛生推進者」となります。)

これに該当する者を確保できない事業場では標記の講習を修了した者を選任することができます。

下記の要項で「衛生推進者養成講習」を開催しますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

(1) 講習日 8月22日(月) 9:30~16:00

(2) 講習会場 東淀川産業会館 2F会議室 (阪急上新庄駅南口から徒歩15分)

(3) 受講料

会 員	非会員	※会員はテキスト代
7,200円	7,700円	500円を助成します。

(4) 申込方法 (満席の場合は受付できませんので、必ず申込み前に電話でご確認ください。)

●来 会 ①受講申込書 ②写真1枚 ③本人確認書類 ④受講料 をご持参の上、当協会までお越し下さい。

●銀行振込 先に銀行口座(下記)に受講料をお振込み頂いた後、下記の書類をご郵送下さい。

- ①受講申込書 ②写真1枚 ③本人確認書類
- ④振込書のコピー ⑤返信用封筒(84円切手貼付・送付先明記)

【振込先】 銀行名：三井住友銀行十三支店  
口座番号：普通預金 3605344  
口座名義：一般社団法人淀川労働基準協会

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

●現金書留 ①受講申込書 ②写真1枚 ③本人確認書類 ④受講料

⑤返信用封筒(84円切手貼付・送付先明記)を現金書留の中に入れてご郵送ください。

(5) 申込先 一般社団法人 淀川労働基準協会

〒533-0013

大阪市東淀川区豊里2-24-2

TEL 06-6195-3992 FAX 06-6195-3996

### ※ 注意事項

- テキスト改訂によりテキスト代が変わった場合、消費税が改定された場合、受講料も変更となります。
- 講習日前7日以内でのキャンセル及び欠席については受講料は返金できませんのでご注意ください。
- 次回への繰越し措置(1回限り)へのお申出も講習開催日7日前までにご連絡いただいた場合のみ可能です。但し、繰越し後の講習においてご都合が悪くなられた場合でもご返金はできません。
- 参加者が5名に満たない場合は、中止とさせていただきます。

# 衛生推進者養成講習受講申込書（修了者台帳）

※印欄は記入しないこと

	※受講番号			※受領			
※修了証番号		※交付年月日					
フリガナ		(旧姓・通称)		(写真)			
氏名				3.0cm×2.4cm 申込前6ヶ月以内に撮影した上 三分身正面脱帽のもの。			
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望 有 / 無 (○で囲む)						
生年月日	年	月	日生				
現住所	〒 _____ 電話 ( )						
勤務先	事業場名 電話 ( )						
連絡先	担当者名 部課名 電話 ( )						
※	再・替	年	月	日	内容	受領	
再交付又は	再・替	年	月	日	内容	受領	
書替	再・替	年	月	日	内容	受領	

年 月 日

一般社団法人 淀川労働基準協会長 殿

- (注) 1. 写真(3.0cm×2.4cm申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの)  
 2. 旧姓・通称の併記を希望する場合は、住民票の写し等の公的な証明書を添付すること。